

当建設産業委員会に付託された案件については、12月14日、午前9時30分から、委員会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

議案第76号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

半田市貸切バス事業者運行緊急支援金交付事業について、市内に貸切バス事業者は、何社あるのか。とに対し、

知多乗合株式会社、株式会社ナンバーワン、衣浦ポートサービス株式会社の3社です。とのこと。

支援金額は、貸切バスの車両区分ごとに一律だが、車両区分ごとの1台あたりの支援金の積算根拠は何か。とに対し、

全国の事例を参考に、半田市が交付額を設定しています。とのこと。

稼働台数ではなく、保有台数に対して交付するのはなぜか。とに対し、

稼働しているかの基準が明確に設定できないため、また、車両の保有には維持費がかかることから、事業者が稼働しないバスを余分に保有することは考えにくいからです。とのこと。

貸切バス事業者の損失額は、貸切バスの保有台数、車両区分だけでは測れない部分もあるが、保有台数、車両区分のみで交付額を決定して、適正な支援ができるのか。とに対し、

損失額は保有台数だけでは測れませんが、保有台数が多いほど、損失額が多いことが想定されるため、保有台数、車両区分に応じた支援を行います。とのこと。

コロナ禍で、多くの市内業者が疲弊する中、貸切バス事業者のみを支援するのはなぜか。とに対し、

他の市内事業者には、これまで適切な支援を行ってきており、支援が行き届いていると考えるためです。とのこと。

物産品等オンライン販売促進事業について、委託先に半田市観光協会を選定した理由は何か。とに対し、

観光協会は、ECサイトを構築した実績があること。また、制度設計の協議にも参加しており連携も取りやすい関係ができています。

地域になじみ、参加店を募集するために必要な市内の店舗情報を熟知している点も考慮し、観光協会に委託をすることが最適だと考えたためです。とのこと。

ECサイトを認知してもらうためにどのような広報を行うのか。とに対し、

新聞、テレビ等に取り上げてもらえるよう積極的に売り込んでいきたいと考えています。

キャンペーン後における半田市への来訪を促すことが目的の一つであるとのことだが、購入者への特典などは考えているのか。とに対し、

施設の割引等について、今後検討したいと考えます。とのこと。

土産品を取扱う市内業者が、出品を希望する場合、観光土産品として出品をすることは可能か。とに対し、

市内業者のオリジナル商品等で、かつ配送ができるようなものあれば、出品可能です。とのこと。

市内で生産・加工された農畜産品は、新規就農者の販路としてECサイトを活用できるのか。とに対し、

発送に支障がないものであれば、出品可能です。とのこと。

農作物は、出品できる時期が限られているものもあるが、どんなものでも出品できるのか。とに対し、

今回のキャンペーンは、2月7日～3月20日であるため、その期間に供給できるものを対象にします。とのこと。

デジタル化に対応できない事業者は、今回の事業への参加は難しいと思うが、どのように支援を行うのか。とに対し、

今回は短期的な事業のため、そういった事業者に参加するきっかけを作る機会は限られますが、ECサイトを次年度も継続的に使用できれば、商品を出品したい方へのフォローは可能だと考えており、次年度も同サイトを利用した事業ができるよう財政当局に予算要求をしています。とのこと。

参加事業者の募集はどのように行うのか。とに対し、

半田商工会議所の会員に対しては、カイギショゲッポウにチラシを折り込み、観光協会の会員に対しては、観光協会から郵送でチラシを送付します。また、ホームページ等にも情報を掲載し、周知を図ります。とのこと。

移住者就業・起業促進事業について、半田市としての移住施策全体像と、当事業の位置付けはどのようなか。とに対し、

半田市への移住は、シティプロモーション推進事業の中で、半田市全体で取り組んでいます。なお、本事業は、国の補助金も活用する中で、半田市に移住するきっかけづくりとして既存事業に加えて取り組みたいとするものです。とのこと。

長野県茅野市では、移住者就業・起業促進事業と並行して、民間団体と協力して駅前テレワークができる施設を整備している。移住の環境整備の一例として、クラシティにテレワークを行いやすい環境整備をするなどの考えはないか。とに対し、

クラシティをテレワークの場所として活用することについては検討する必要があると思いますが、今は、地域の商店街などと、クラシティを含めた中心市街地の活性化に取り組んでおり、まずは、そちらを進めてまいります。とのこと。

半田市に移住し、テレワークにより移住前の業務を継続することが条件の1つとして挙げられているが、どのように確認を行うのか。とに対し、

申請の際には、住民登録、移住前の市町村の除籍証明、勤務証明書等の提出を求め、確認を行います。また、半田市に5年間継続して居住することを条件としており、諸事情により3年未満で転出する場合は全額、3年以上5年以下で転出する場合は半額を返還していただきます。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第77号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第78号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

予算を繰り越すというのは、今年度実施するはずだった事業ができなかったために行うことであると理解しているが、事業が遅延しているのか。とに対し、

物件移転補償については、通常、当該年度で契約の締結を行い、移転者が移転先を確保した後に建物を取り壊し、土地を明け渡していただくことで完了となりますが、移転者の都合などによっては、年度内で完了することが難しい状況が発生します。こうした理由から、一部の事業を繰越しすることもあります。現時点で進捗に影響はなく、事業はほぼ計画通りに進んでいます。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第82号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

配水管布設工事を当初の予定時期から変更した理由は何か。とに対し、

鉄道沿い以外の区画道路における配水管布設工事については、土地区画整理事業による道路整備時期に合わせるためです。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第83号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第85号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

長期優良住宅認定制度及び住宅性能表示制度に係る審査を一体的に受けられるようになったとのことだが、それによって金額の変更はあるのか。とに対し、

実際には、民間の機関にそれぞれ申請がされ、それに合わせて市に認定申請がされます。市の手続きの内容に大きな変更はないため、金額の変更はありません。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。